

平成29年4月21日

税務行政の現状と課題

国税庁長官 迫田 英典

I 税務行政の変遷等

II 税務行政の今日的課題

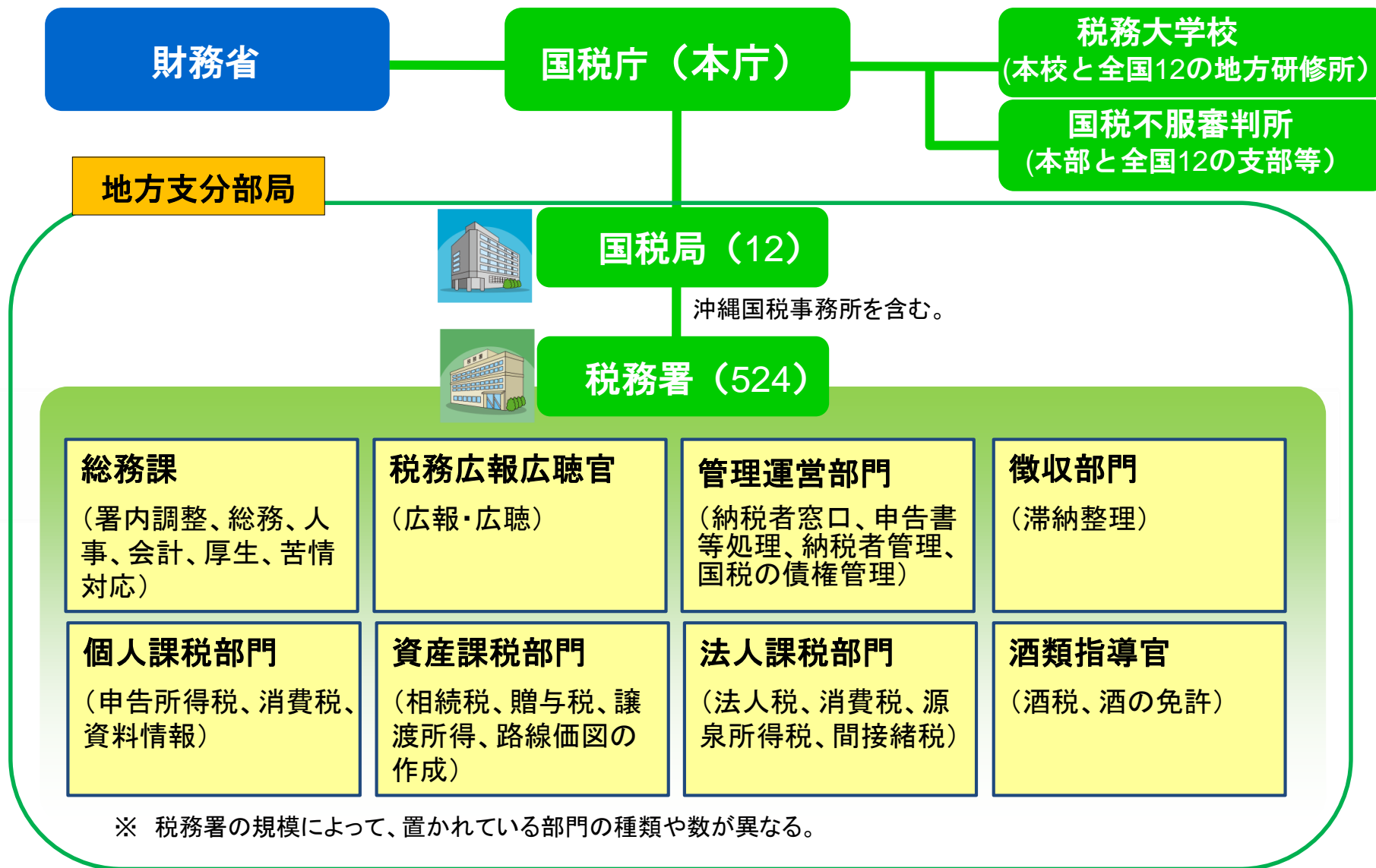
1 国税収入の確保

2 マンパワーの確保とICT化への取組

3 国際課税

(参考) 税務官吏服務心得

～国税庁の組織～



～ 国税庁の創設 ～

国税庁創設の背景

- ・ 昭和22年頃から歳入欠陥を埋めるため、租税収入の確保を政府の重点施策として推進
- ・ 大蔵省主税局が徴税の指導監督を直接行うようになり、監理部、査察部の設置など組織を拡充するとともに、事務量の増加に対応するため、税務職員を増員



- ・ 主税局の組織改革などだけでは、全国統一的な税務行政を推進していくことは困難な状況にあり、高い道徳心と専門的知識を持つ職員を備えた専門的な税務機構の確立が望まれた



国税庁の創設

- ・ 昭和24年、大蔵省の外局として国税庁が創設され、それまでの財務局から国税の執行機構を分離して新たに国税局が設置された

※ この改革にはアメリカの内国歳入庁の組織が参考とされ、これにより、国税庁・国税局・税務署の一元的な税務行政機構が確立された

※ 国税庁発足時の定員は60,495人、税務署数は497署

国税庁開庁式において、ハロルド・モス氏(※)から贈られたスローガン

「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」

※GHQ経済科学局内国歳入課長で国税庁の発足に重要な役割を果たした

～国税庁の任務と使命～

国税庁の任務 (財務省設置法第19条)

国税庁は、「**内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現**」、「**酒類業の健全な発達**」及び「**税理士業務の適正な運営の確保**」を図ることを任務とする。



- ・国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ（憲法第30条）。
- ・国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという**申告納税制度**を採用（地方税の多くは賦課課税方式）。

国税庁の使命 (国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令)

「**納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する**」（第3条《事務の実施基準》）

- 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現（第4条《準則》一）
 - (1) 納税環境の整備
 - (2) 適正・公平な税務行政の推進
- 2 酒類業の健全な発達（同条二）
 - (1) 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
 - (2) 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。
- 3 税理士業務の適正な運営の確保（同条三）

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

～国税庁の定員の規模～

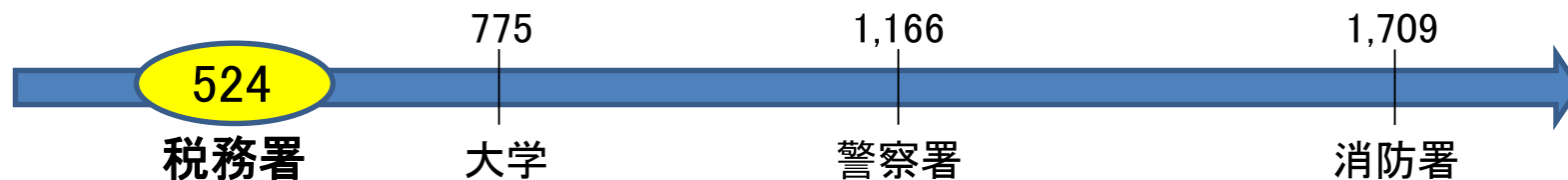
○ 国内での比較

国税庁定員		約5.6万人
公務員	警察官定員	約25.9万人
	自衛官定員	約24.7万人
企業	東日本旅客鉄道株式会社 (単体)	約5.9万人
	パナソニック株式会社 (単体)	約5.6万人
	株式会社豊田自動織機 (連結)	約5.1万人

(参考)外国税務当局との比較

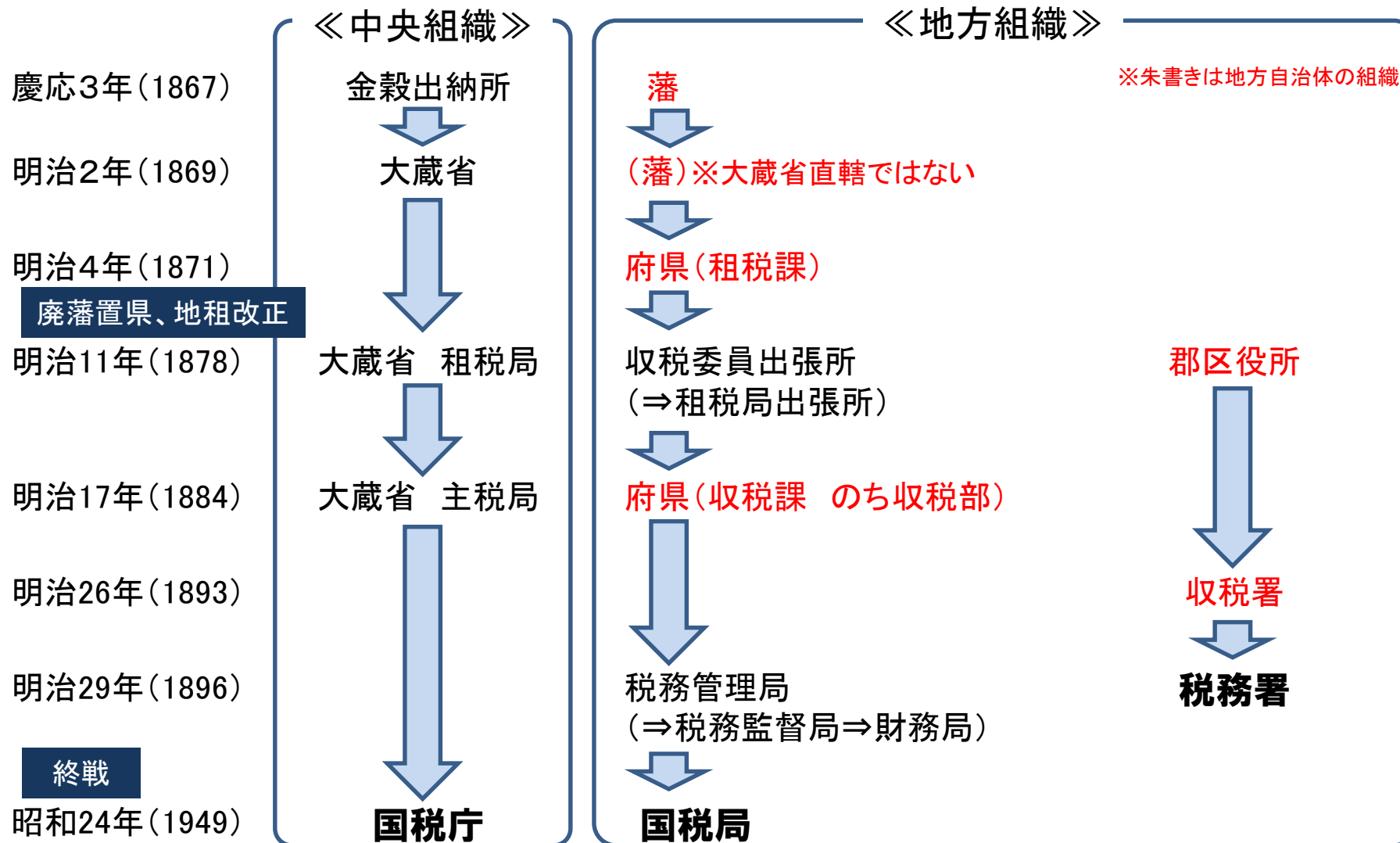
国	税務当局職員数	人口
日本	約5.6万人	約1億2,515万人
アメリカ	約8.7万人	約3億2,010万人
イギリス	約6.5万人	約6,390万人
フランス	約6.7万人	約6,379万人
ドイツ	約11万人	約8,065万人
中国	約75.6万人	約13億5,738万人

(参考)税務署数について



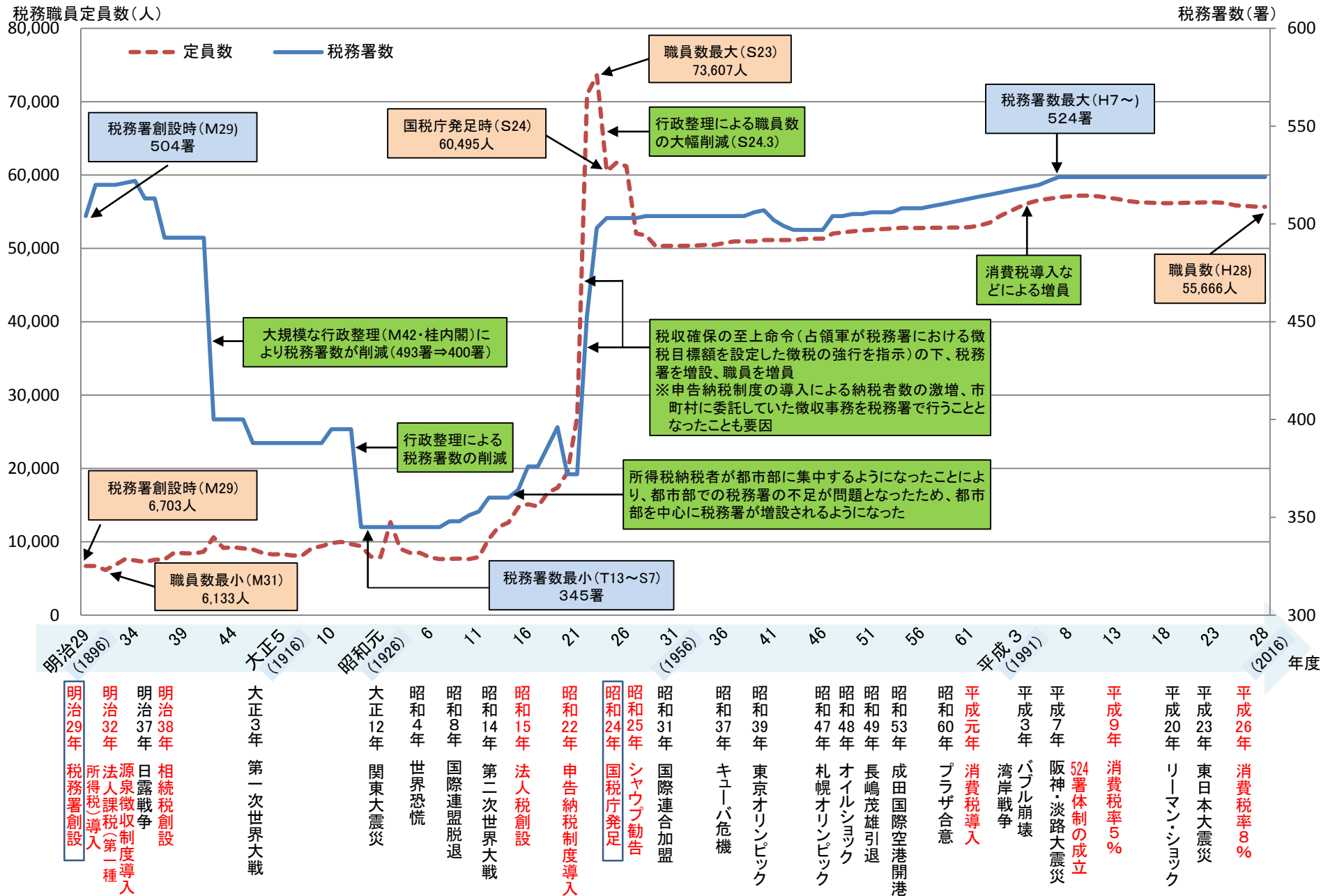
～国税組織の変遷～

- ・ 戦前、国税庁の機能は、大蔵省主税局が担ってきたが、GHQの指導もあり徴税機構の抜本改革が行われ、外局として国税庁が誕生(昭和24年6月)。
- ・ 税務署の機能については、府県の組織で担われたり中央の出張所が担ったりと、紆余曲折あったが、明治29年に税務署が創設され国の組織として確立。



I 税務行政の変遷等

～税務職員数及び税務署数の推移(税務署創設～平成28年度)～



～基幹税の変遷①～

明治(1868～1912)						大正(1912～1926)			昭和(1926～1989)					
2年	4年	6年	22年	29年	32年	33年	37年	12年	14年	15年	13年	15年	16年	17年
大蔵省設置	廃藩置県	地租改正	大日本帝国憲法公布 (租税法主義が確立)	国税徴収法制定	源泉徴収制度導入 (公社債の利子が対象)	間税職員に制服を導入	醸造試験所設置 (現在の酒類総合研究所の前身)	税務相談部(所)設置 (現在の税務相談室に相当)	普通選挙法制定	税制大改正(営業税)	臨時租税措置法制定 (現在の租税特別措置法の前身)	大蔵省税務講習所設置 (現在の税務大学の前身)	税制大改正(所得税法人税)	税務代理士法制定 (現在の税理士法の前身)

明4

酒 税

昭和半ばまでの間、税収に占める比率が大きい

明32 自家用酒製造の全面禁止に伴い密造酒取締りの対象が拡大

大12頃 宮沢賢治「税務署長の冒険」(昭24刊行)

明6

地 租

全国同一の基準で一律に徴収され、新政府の財政基盤の確立に寄与

収穫高をもとに地価を算出し、税率を地価の3%とした

大15 課税標準を地価から賃貸価格へ

明11

明30

営業税

帳簿の記帳義務や税務職員の質問検査権を規定

大15

昭2

営業
収益
税

昭15

営業税

明11 地方税として創設(外形標準課税)

明30 地方から移管

昭2 営業の純益に課税

明20

所得税

農民と都市商工業者の租税負担の不均衡を是正し、増大する国防費等の財源確保のため創設

明20 納税者119千人(税率1～3%)

昭15 勤労所得、退職所得、配当・利子所得に源泉徴収制度を導入

明32

第一種
所得税

日清戦争後の増税の必要性及び法人企業発達により創設
(明27～28)

昭15

法人税

(法人所得課税)

明32 納税者6千社(税率2.5%)

明38

相続税

日露戦争の戦費調達の一環として創設
(明37～38)

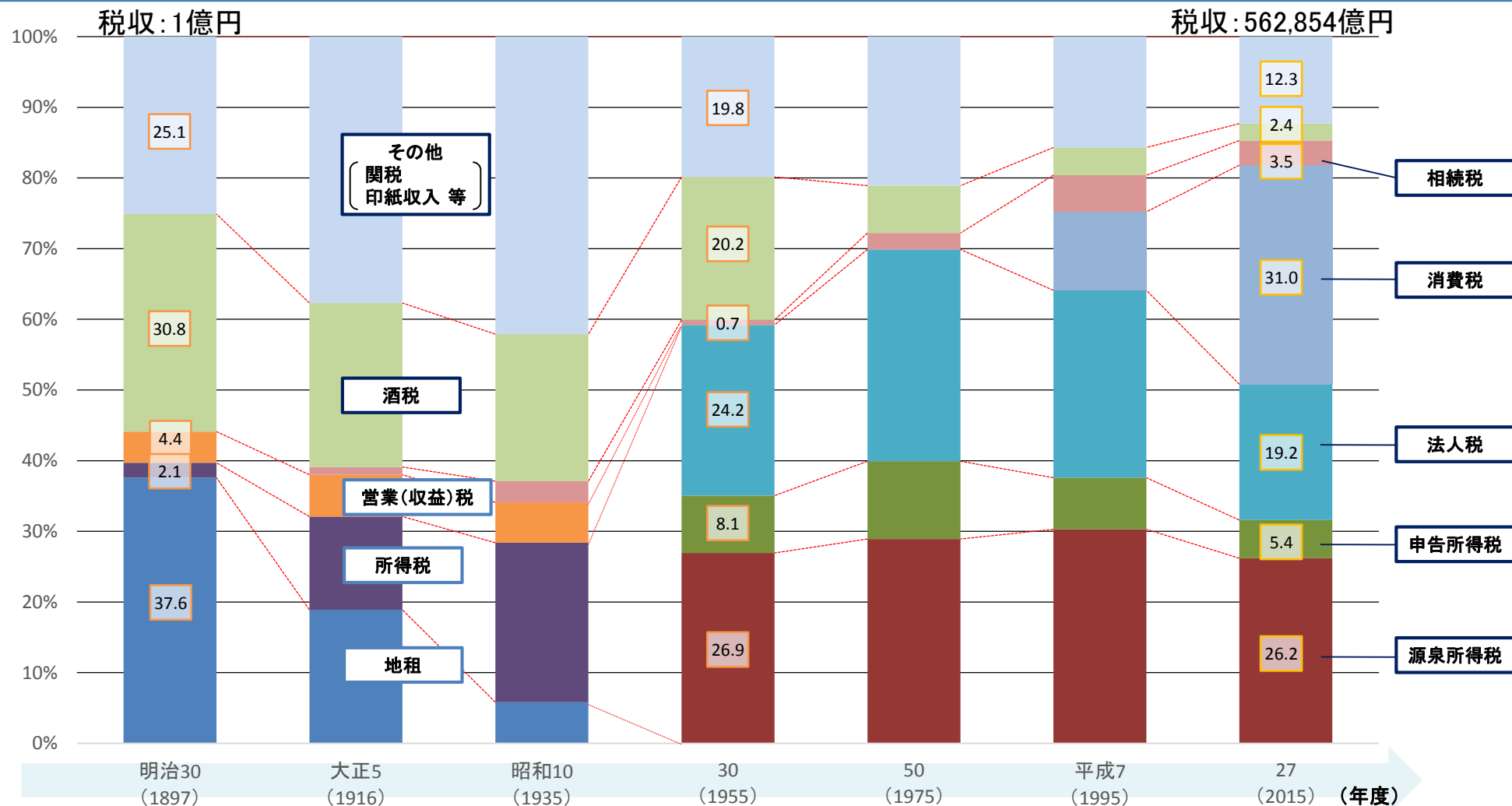
明38 納税者15千人(税率1.2～15.5%)

～基幹税の変遷②～

昭和(1926～1989)	平成(1989～)
22年 申告納税制度の導入 23年 年末調整制度の導入 24年 シヤウフ勧告 25年 青色申告制度の導入 (現在の「国税不服審判所」の前身) 協議団設置 29年 「納税者の声を聞く」月間開始 (現在の「税を語る週間」) 53年 タグススイフ対策税制の導入 61年 移転価格税制の導入	元年 消費税の導入 3年 国税組織の再編成 (税目別から納税者別) 4年 地価税の導入(平成10年停止) 16年 e-Taxの導入 24年 BEPSプロジェクト立上げ 28年 マイナンバー制度の導入

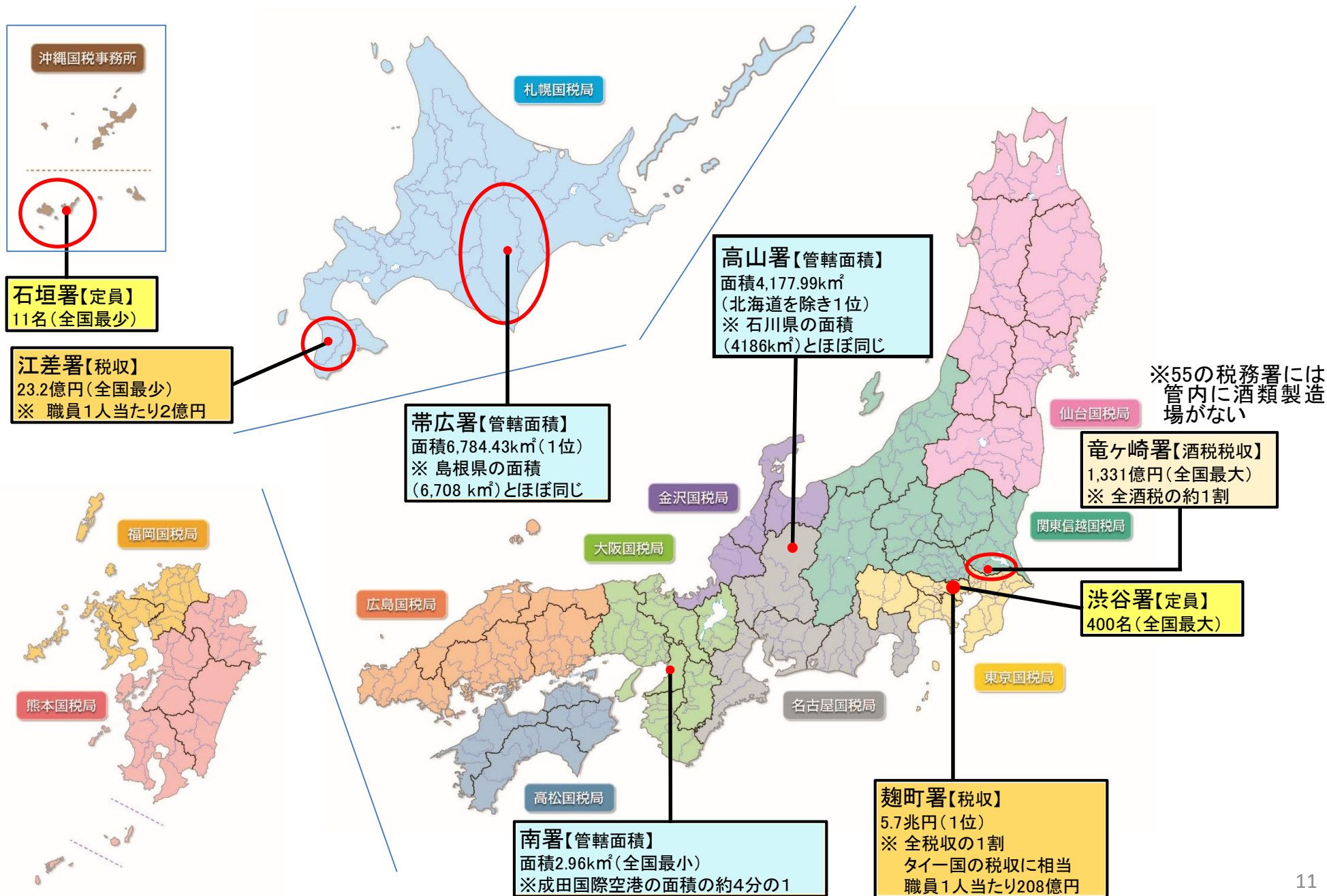


～ 税収の構成 (税務署創設～平成27年度) ～



明治29年 税務署創設
 明治37年 日露戦争
 大正3年 第一次世界大戦
 大正12年 関東大震災
 昭和4年 世界恐慌
 昭和14年 第二次世界大戦
昭和24年 国税庁発足
 昭和25年 シヤウプ勧告
 昭和30年 神武景気
 昭和39年 東京オリンピック
 昭和48年 オイルショック
 昭和61年 バブル経済始まり
平成元年 消費税導入
 平成3年 バブル崩壊
 平成7年 阪神・淡路大震災
平成9年 消費税率5%
 平成20年 リーマン・ショック
 平成23年 東日本大震災
平成26年 消費税率8%

～税務署あれこれ その1～



～ 税務署あれこれ その2 ～

○東京23区に設置されている税務署の変遷

明治29年	現在
《10署》	《40署(平成7年7月以降)》
万世橋署	小石川署、本郷署、神田署
四谷署	麴町署、四谷署、麻布署
幸橋署	芝署、京橋署、(麻布署)
新大橋署	日本橋署、江東西署
厩橋署	本所署、東京上野署、浅草署
品川署	品川署、荏原署、大森署、雪谷署、蒲田署、世田谷署、北沢署、玉川署、目黒署
淀橋署	渋谷署、新宿署、中野署、杉並署、荻窪署
板橋署	板橋署、練馬東署、練馬西署、豊島署、王子署、荒川署
千住署	足立署、西新井署、向島署、葛飾署、(本所署)
小松川署	江戸川北署、江戸川南署、江東東署、(江東西署)

(注) 明治29年当時の管轄地域が複数署にまたがる税務署は、一方を括弧書で記載

《現在の税務署について》

- ・ 品川署は管轄区域外(港区)に設置
- ・ 1区を1署で管轄している署…目黒署(目黒区)、渋谷署(渋谷区)、中野署(中野区)、豊島署(豊島区)、王子署(北区)、荒川署(荒川区)、板橋署(板橋区)、葛飾署(葛飾区)
- ・ 区名が税務署名に使用されていない区…大田区、北区、墨田区、台東区、中央区、千代田区、文京区、港区
- ・ 3署に管轄されている区…大田区(大森署、雪谷署、蒲田署)、世田谷区(世田谷署、北沢署、玉川署)
- ・ 芝署は伊豆諸島及び小笠原諸島も管轄

※小笠原諸島について、明治29年当時は幸橋署の管轄であったが、明治34年から大正15年までの間は小笠原署を設置し、同署の管轄であった。

～税務署あれこれ その3～

○税務署長を務めた歴代内閣総理大臣

歴代内閣総理大臣	税務署長を務めた税務署（就任年月）
第58・59・60代 池田 勇人	函館税務署（昭和2年7月） 宇都宮税務署（昭和4年12月） 玉造税務署（昭和9年12月） ※現：東成、西成、住吉、阿倍野、東住吉、生野、城東税務署
第67代 福田 赳夫	下京税務署（昭和8年4月） 横浜税務署（昭和9年2月） ※現：横浜南、横浜中、保土ヶ谷、戸塚税務署
第68・69代 大平 正芳	横浜税務署（昭和12年7月） ※現：横浜南、横浜中、保土ヶ谷、戸塚税務署
第78代 宮澤 喜一	沼津税務署（昭和18年1月） 芝税務署（昭和18年8月）

（参考） 地域の国税をとりまとめる国税局長相当職（収税長、税務管理局長、税務監督局長など）を務めた歴代内閣総理大臣 ※収税長は府県の組織

○若槻 禮次郎（第25・28代）

愛媛県収税長（明治27年3月）

○濱口 雄幸（第27代）

山形県収税長（明治29年6月）

松山税務管理局長（明治31年8月）

熊本税務管理局長（明治32年7月）

東京税務監督局長（明治35年11月）

I 税務行政の変遷等

II 税務行政の今日的課題

1 国税収入の確保

2 マンパワーの確保とICT化への取組

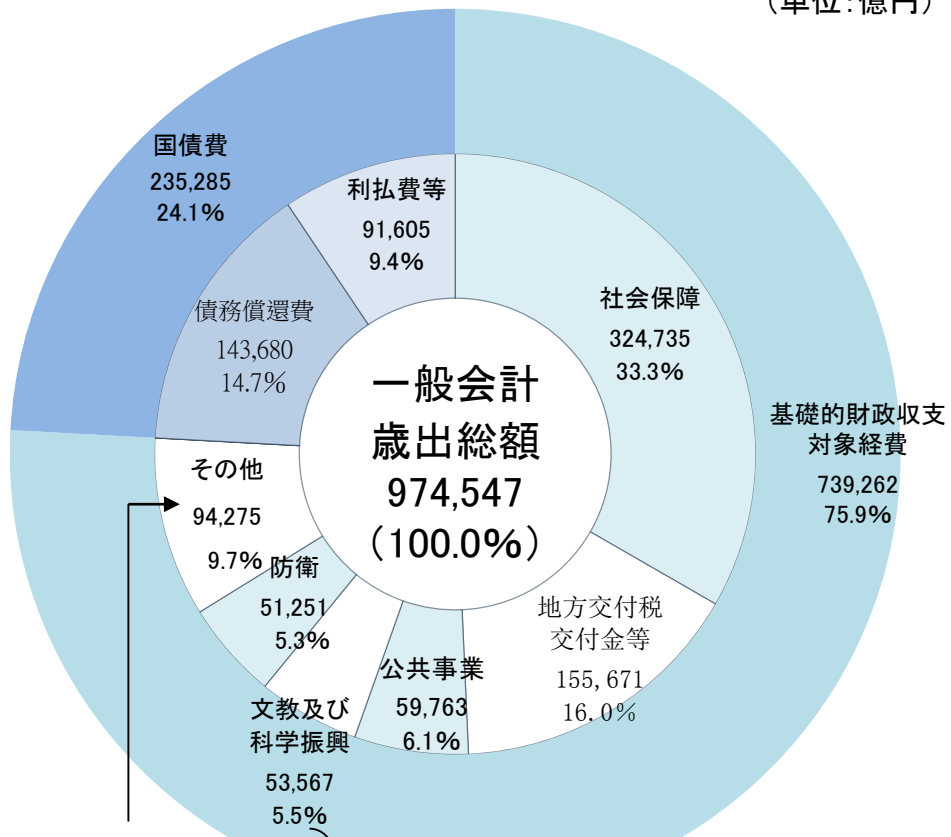
3 国際課税

(参考) 税務官吏服務心得

平成29年度一般会計歳出・歳入の構成

一般会計歳出

(単位:億円)

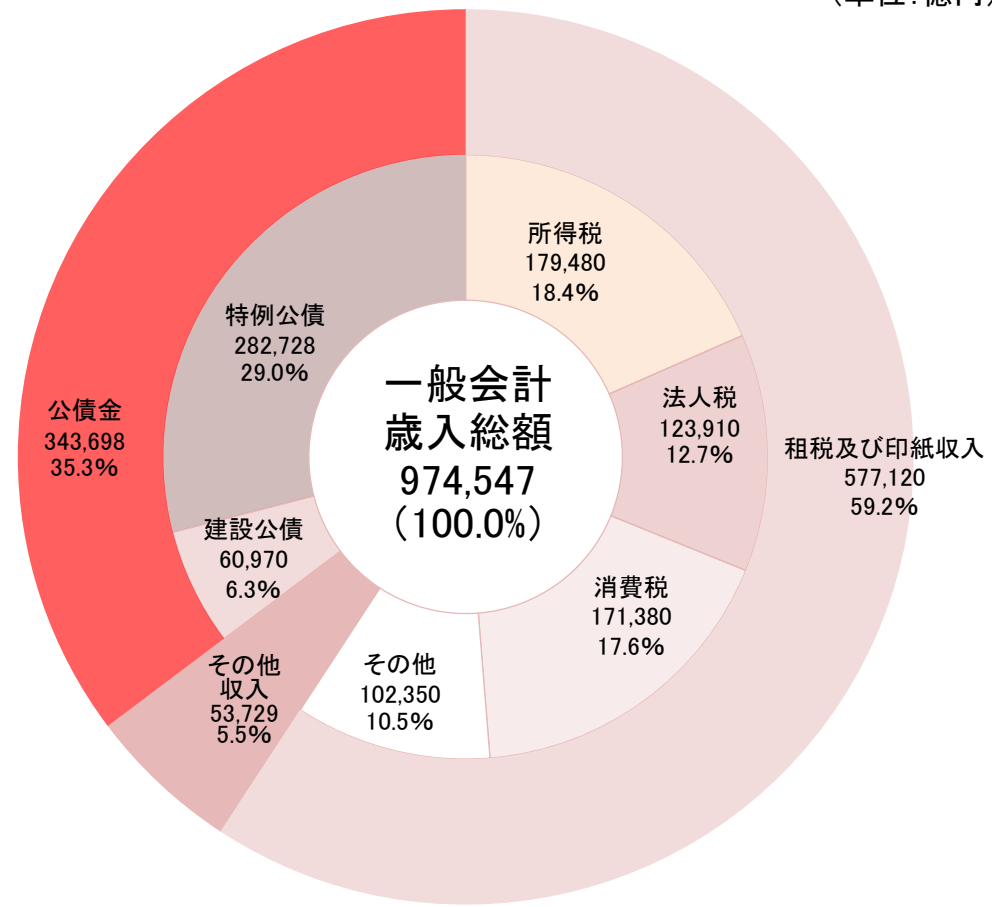


食料安定供給	10,174 (1.0)
エネルギー対策	9,635 (1.0)
経済協力	5,110 (0.5)
恩給	2,947 (0.3)
中小企業対策	1,810 (0.2)
その他の事項経費	61,098 (6.3)
予備費	3,500 (0.4)

※「一般歳出」(=「基礎的財政収支対象経費」から「地方交付税交付金等」を除いたもの)は、583,591 (59.9%)

一般会計歳入

(単位:億円)



(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
(注2) 一般歳出※における社会保障関係費の割合は55.6%。

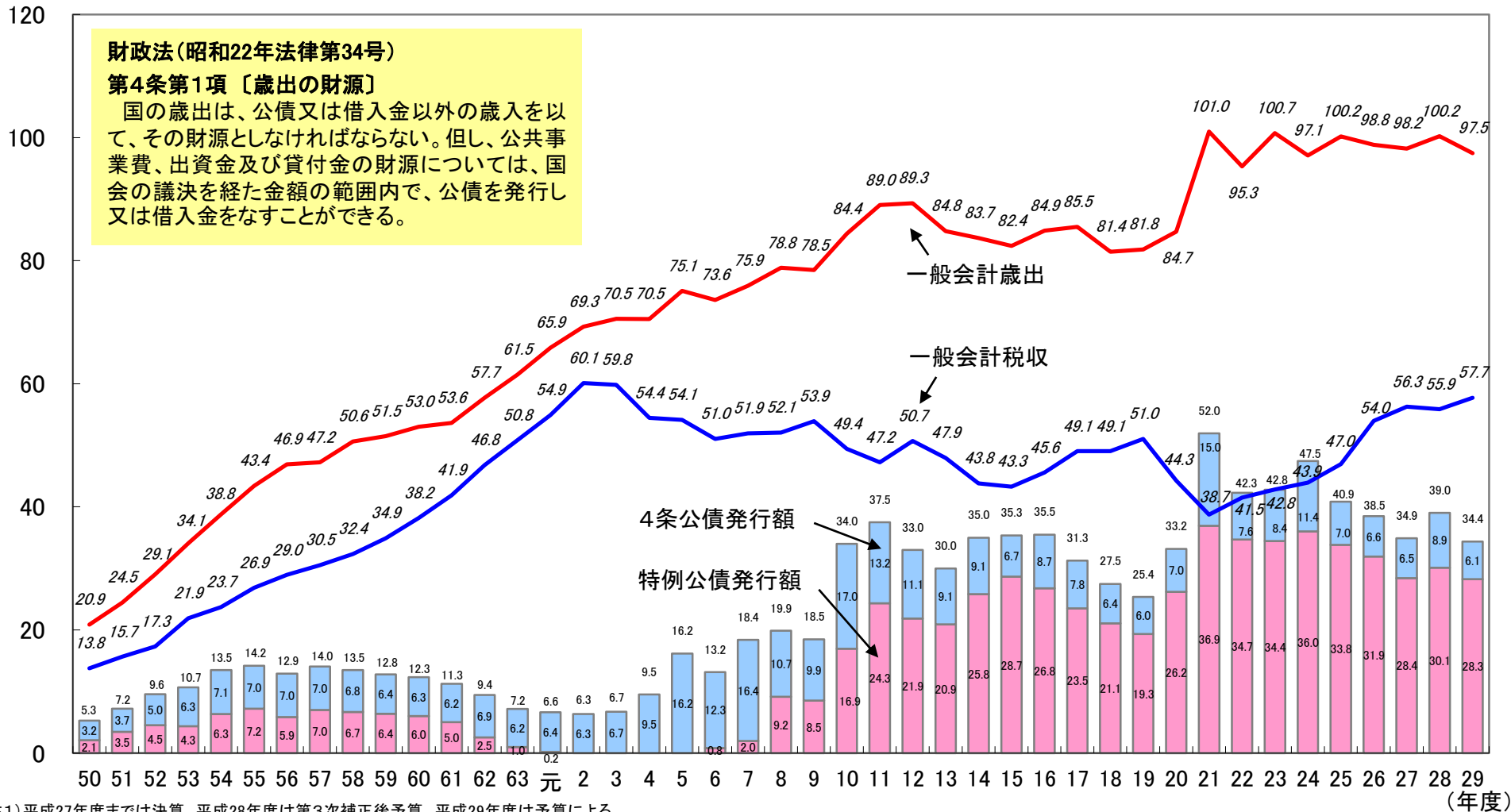
II 税務行政の今日的課題

1 国税収入の確保

一般会計における歳出・歳入の状況

我が国財政は歳出が歳入(税込及びその他収入)を上回る状況が継続している。特に、平成2年度以降、景気悪化に伴う税収の減少等により歳出と歳入の差額が拡大し、その差は借金である国債(建設国債・特例国債)の発行によって賄われている。

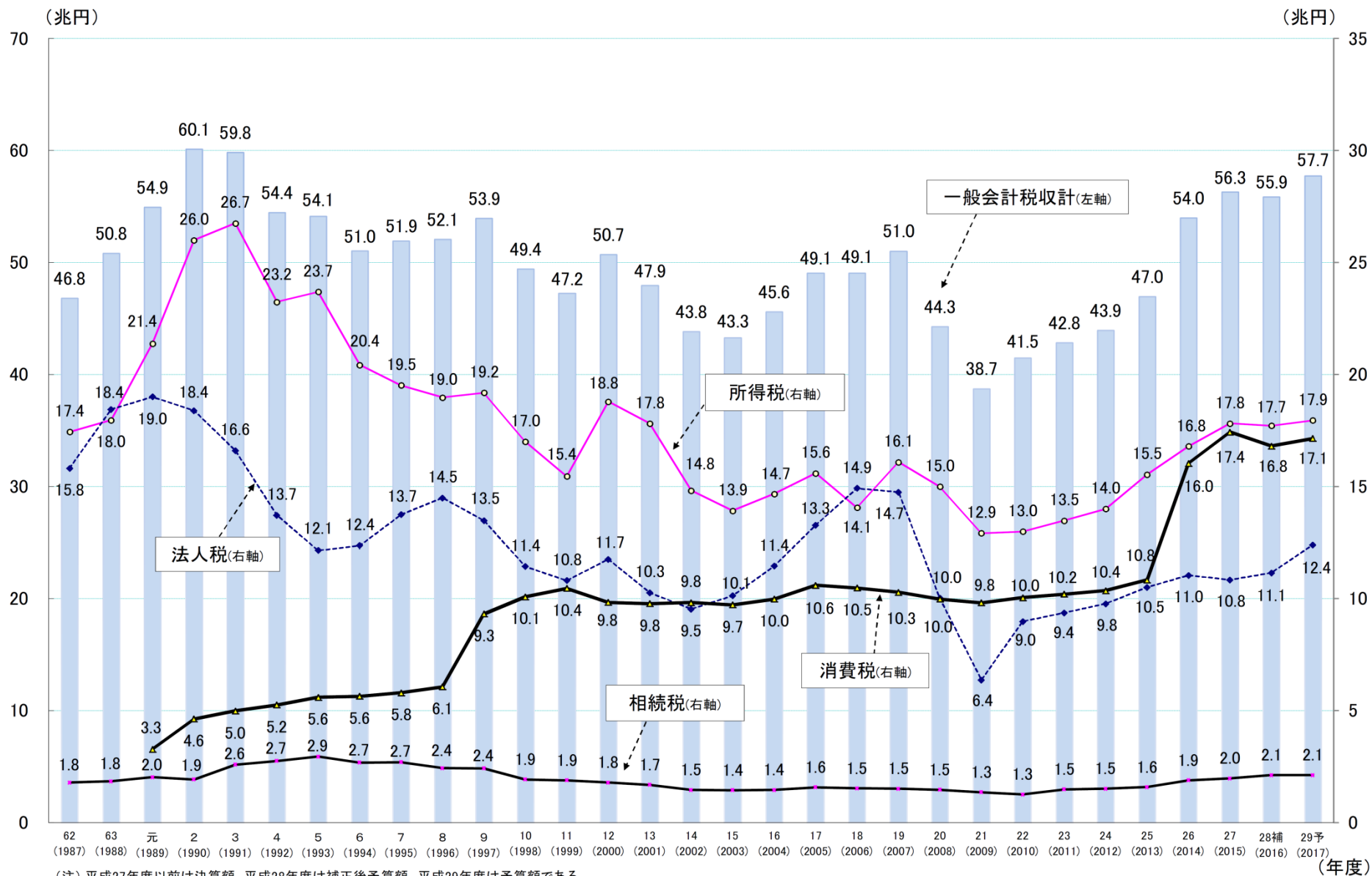
(兆円)



(注1) 平成27年度までは決算、平成28年度は第3次補正後予算、平成29年度は予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6~8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

一般会計税収の推移



(注) 平成27年度以前は決算額、平成28年度は補正後予算額、平成29年度は予算額である。

平成2年度と平成29年度における国の一般会計歳入歳出の比較

歳出の伸びの大半は社会保障関係費の伸び。公債金の増加は、税収の落込みとともに、社会保障関係費の伸びが影響。

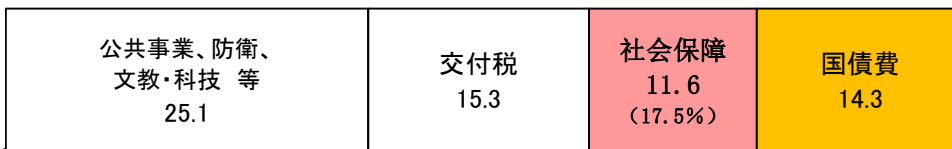
(単位：兆円)

【平成2年度】 ← 赤字(特例)国債発行から脱却した年度

歳入
66.2



歳出
66.2



+31.3

+0.8

+0.3

+20.9

+9.2

歳出
97.5



歳入
97.5



【平成29年度】

I 税務行政の変遷等

II 税務行政の今日的課題

1 国税収入の確保

2 マンパワーの確保とICT化への取組

3 国際課税

(参考) 税務官吏服務心得

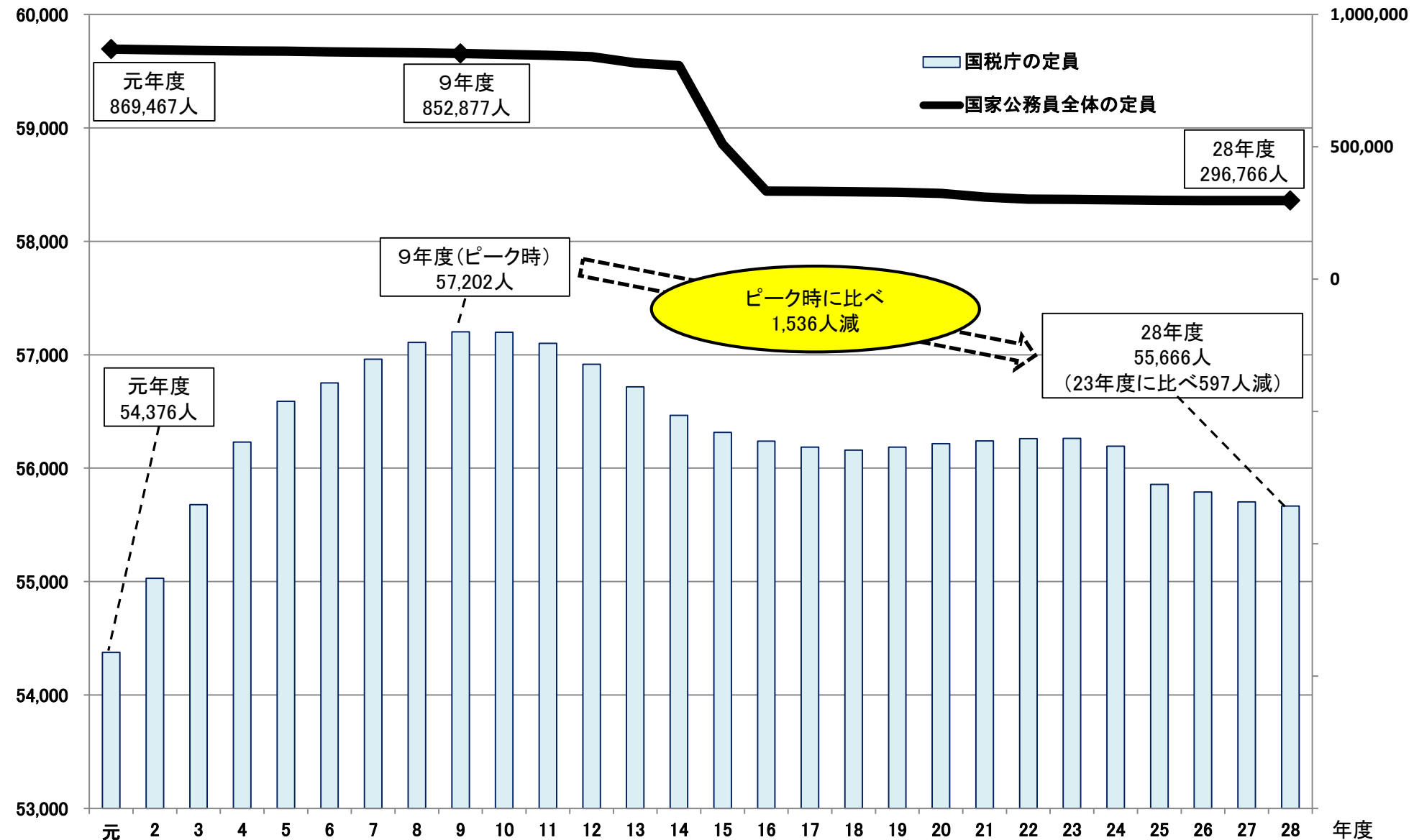
II 税務行政の今日的課題

2 マンパワーの確保とICT化への取組

～国税庁の定員の推移～

国税庁の定員(人)

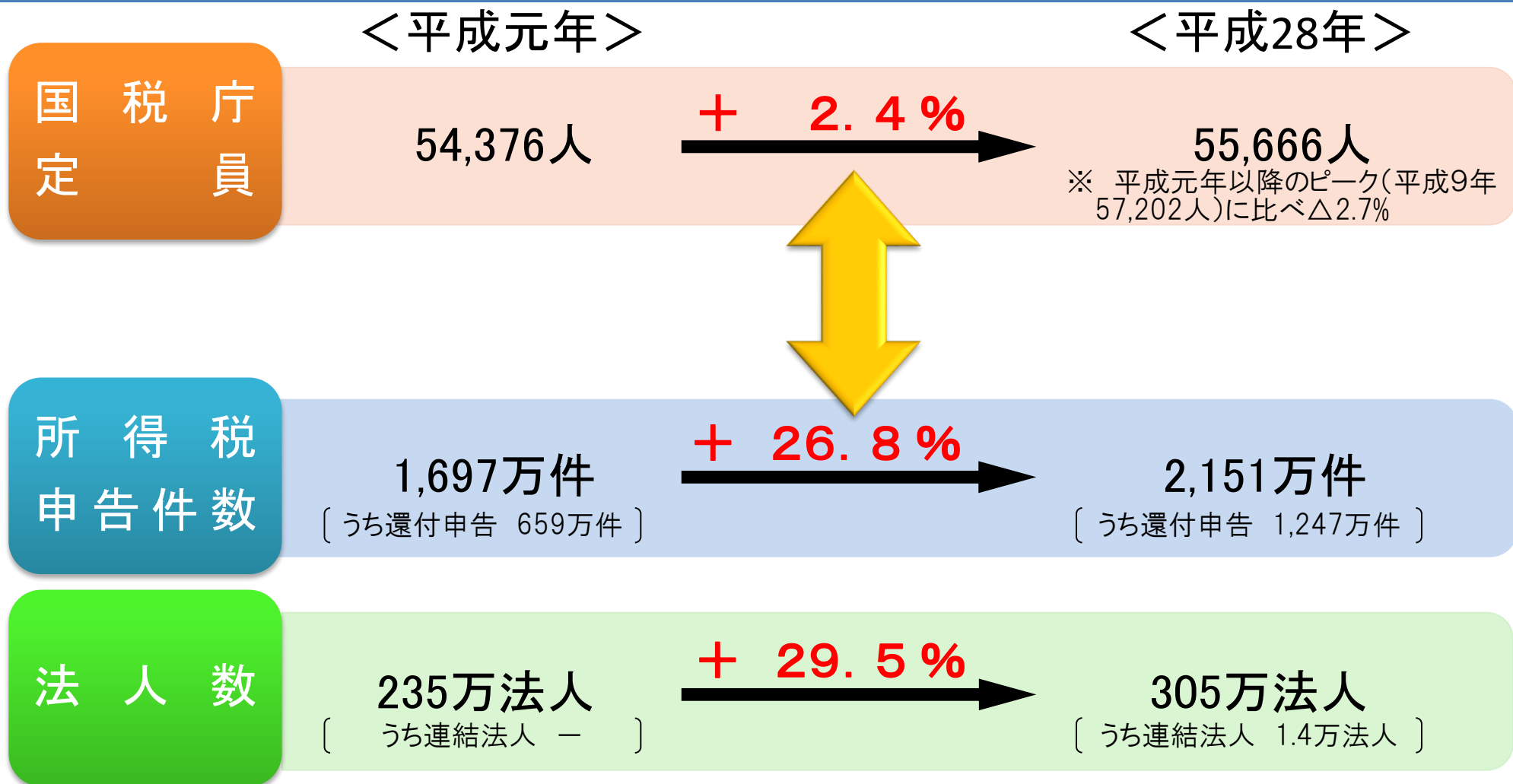
国家公務員の定員(人)



(注) 国家公務員全体の定員：地方警察官を含み、自衛官を除く。

主な減少の要因：郵政公社化▲28.6万人(15年度)、国立大法人化▲13.3万人(16年度)

～定員と申告件数等の状況～

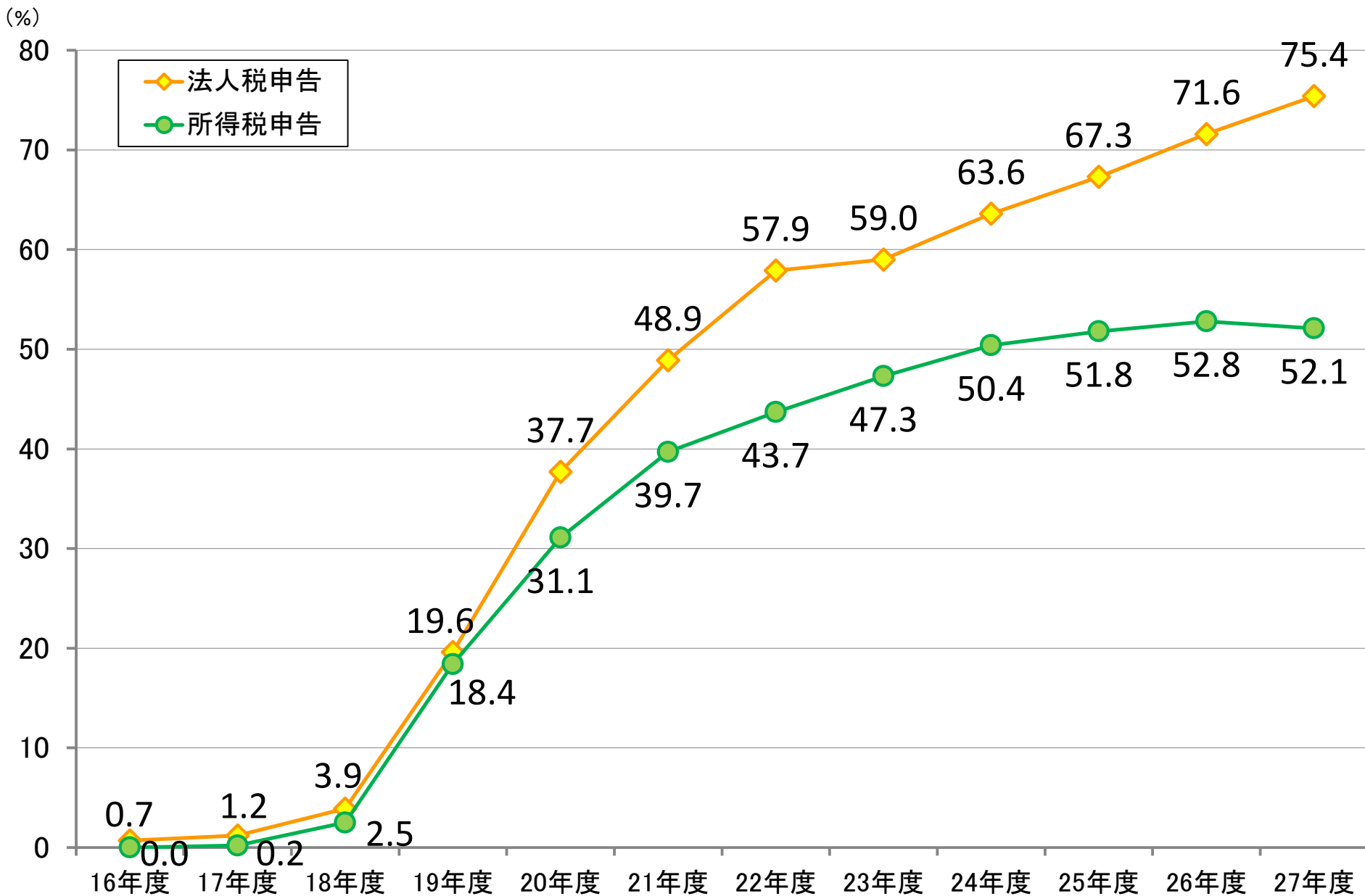


(注) 1 所得税申告件数・・・平成元年は平成元年分申告、平成28年は平成27年分申告のうち、それぞれ翌年3月末日までに提出された件数

2 法人数・・・平成元年は平成2年6月末日時点、平成28年は平成28年6月末日時点の法人数(清算中法人を除く。)

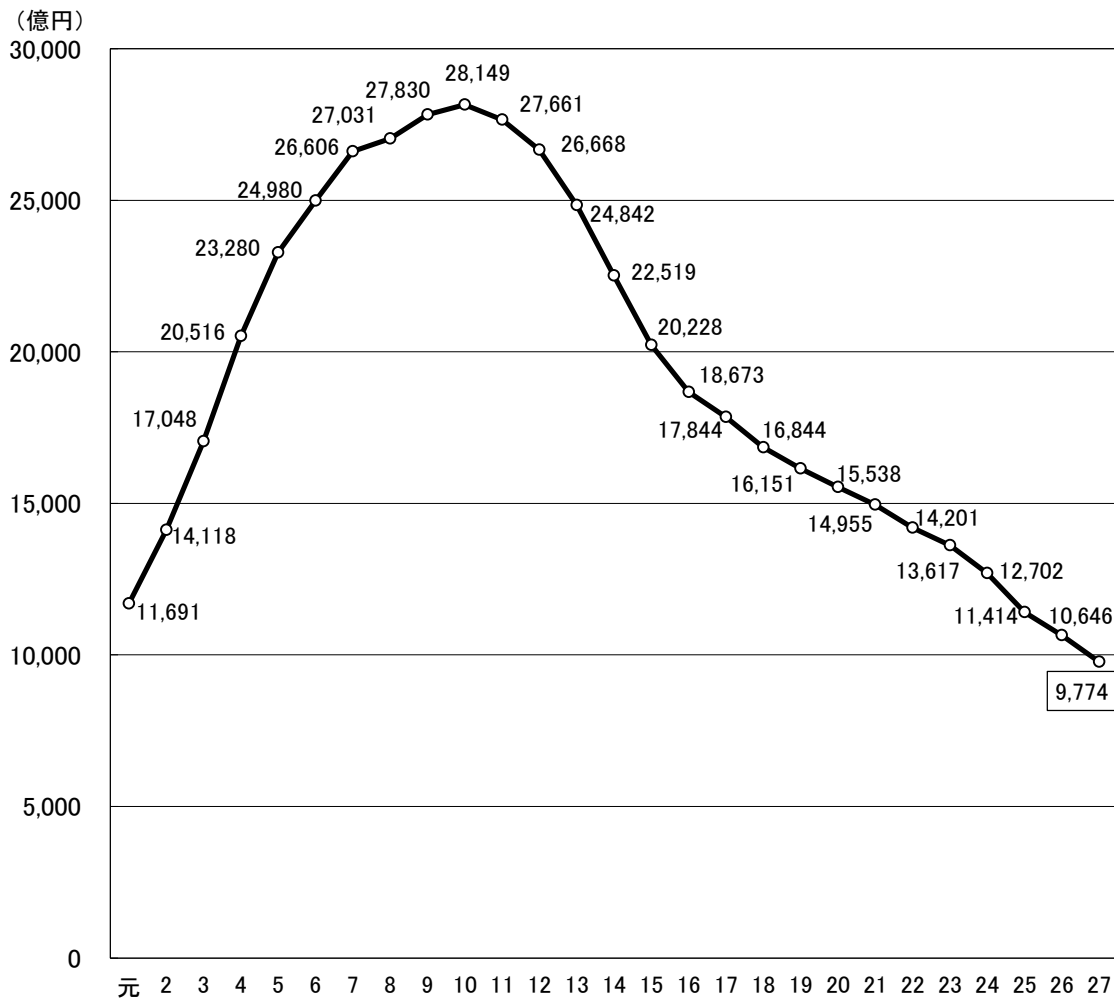
3 連結納税制度は平成14年度に創設。

～ e-Taxの利用率の推移とe-Taxの普及・定着に向けた取組 ～



～租税滞納状況の推移～

滞納整理中の額の合計は、平成11年度以降17年連続で減少



集中電話催告センター室の全国導入

- 税務署においては、新たな滞納が毎月大量に発生
 - できるだけ早期に滞納者へ接触を図ることが速やかな納付につながり、処理を促進する上で有効
- ↓
- 各国税局に集中電話催告センター室(納税コールセンター)を設置し、各税務署において新たに発生した滞納事案を集中的に所掌
 - 集中電話催告センター室では、システムを活用して早期かつ反復的に電話催告を行うことにより、効果的・効率的に滞納整理を実施

(注) 地方消費税額を含まない。

～集中電話催告センター室における滞納整理～

非常勤職員を活用して、電話による納付催告を実施

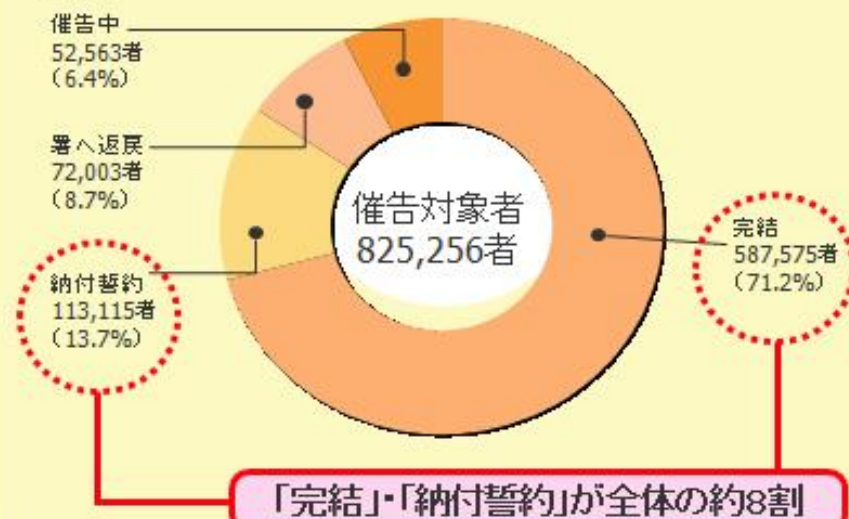
集中電話催告センター室 (納税コールセンター)



集中電話催告センター室の 滞納整理状況

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

平成27年7月から平成28年6月末までに電話催告の対象となった825,256者のうち、完結に至ったのは587,575者(71.2%)となっています。



I 税務行政の変遷等

II 税務行政の今日的課題

1 国税収入の確保

2 マンパワーの確保とICT化への取組

3 国際課税

(参考) 税務官吏服務心得

～現状のスナップショット～

個人の海外投資や企業の海外進出・海外取引が活発化



国際取引に対する積極的な調査



「BEPSプロジェクト」
「パナマ文書」



国際的租税回避に
対する関心の高まり



国税庁の任務

『内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現』



税務行政に対する国民からの信頼の確保

いわゆる「パナマ文書」について(報道ベース)

- オフショア金融センターでの会社設立及び運営代行等を手掛けるパナマを拠点とする法律事務所から流出したとされる「パナマ文書」を「国際調査報道ジャーナリスト連合(ICIJ)」が入手。2016年(平成28年)4月3日、ICIJがその内容を一部公表。
 - ICIJは同年5月10日、「パナマ文書」に掲載されている20万社以上のオフショア金融センターに設立された法人等に関する情報を追加的に公表した。公表された情報は、同法人に出資した個人・法人の名称や、設立法人の所在地、設立年月日など。
 - 「パナマ文書」は、1970年代から2015年末までの40年間の文書からなるとされる。
- ⇒ 「パナマ文書」の流出により、国際的な租税回避や脱税、マネーロンダリングなどの問題が浮き彫りとなった。

～ BEPSプロジェクトについて～

～BEPS～ (Base Erosion and Profit Shifting)

多国籍企業が活動実態と各国の税制度のずれを利用して国際的に課税逃れを行っていた問題



- 平成24(2012)年にOECDが「BEPSプロジェクト」を立ち上げ、G20メンバー8か国も議論に参加
- 平成27(2015)年に最終報告書を公表、BEPSへの対抗措置を勧告
 - 例)外国子会社合算税制の強化、新たな移転価格ルール、多国籍企業の企業情報の文書化、相互協議の改善
- 各国は、必要な法整備や租税条約の改正等により勧告を確実に実施することが必要
- 各国の実施状況については、モニタリングが行われる

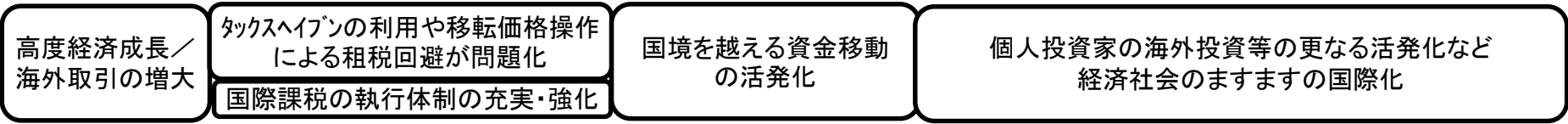
【BEPS最終報告を踏まえた日本の税制改正】

- ・平成27(2015)年度改正 「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し」
- ・平成28(2016)年度改正 「多国籍企業情報の報告等に係る制度」
- ・平成29(2017)年度改正(予定) 「外国子会社合算税制」

II 税務行政の今日的課題

3 国際課税

～環境変化と対応～



調査体制	40年代 海外に着目した調査を開始	57年 国際調査専門官を設置 以後 体制整備本格化	14年 国際化対応PTを設置 国際的租税回避スキームの把握、実態解明、調査の強化	26年 富裕層PTを設置				
	53年 外国子会社合算税制の導入	61年 移転価格税制の導入	4年 過少資本税制の導入	10年 国外送金等調書制度の導入	26年 国外財産調書制度の導入	28年 財産債務調書制度の導入	29年 外国子会社合算税制の改正	30年 金融口座情報の自動的交換開始

家計部門からの 対外証券投資	昭和56 0.8兆円	平成3 3.8兆円	8 4.6兆円	13 8.5兆円	18 17.5兆円	23 17.7兆円	27 20.9兆円
現地法人企業数	N/A	N/A	N/A	1.2万社	1.6万社	1.9万社	2.4万社 (26年度)
海外関連調査 件数割合	N/A	N/A	N/A	N/A	7.0%	10.0%	11.2%

～国際課税に関する税制～

税制	概要
外国子会社合算税制	<ul style="list-style-type: none"> 日本企業が税負担の著しく低い外国子会社を通じて国際取引を行うことにより、日本での課税を逃れるといった租税回避行為に対処するため、一定の要件を満たす外国子会社の所得を日本企業の所得とみなして合算課税する制度。(昭和53(1978)年導入) 平成29(2017)年度改正により、外国子会社の経済実態に即して課税するとの観点から、租税回避リスクを外国子会社の税負担率によって把握していた従来の制度から、その外国子会社の事業や所得の内容から把握する制度へ改正。
移転価格税制	<ul style="list-style-type: none"> 日本企業が海外の関連企業との間で、通常の価格と異なる金額で取引価格(移転価格)を設定し取引することで、日本企業の利益を海外の関連企業の利益に移転することが可能となることから、このような取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常取引価額(独立企業間価格)で行われたものとみなして課税する制度。(昭和61(1986)年導入)
過少資本税制	<ul style="list-style-type: none"> 日本企業が海外の関連企業からの出資(関連企業への配当は損金算入できない)を少なくし、借入れ(関連企業への支払利子は損金算入できる)を多くすれば、日本での税負担を軽減できることから、過大な借入れに伴い利子を支払うことによる租税回避を防止するため、所定の割合を超える支払利子の損金算入を認めない制度。(平成4(1992)年導入)

～情報収集ツール～

情報収集ツール	概要
国外送金等調書	<ul style="list-style-type: none"> ・国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、金融機関が送金者及び受領者の氏名、取引金額及び取引年月日等を記載・提出(平成10(1998)年4月施行)
国外財産調書	<ul style="list-style-type: none"> ・5,000万円超の国外財産(預金、有価証券や不動産等)を有する者が財産の種類及び価額等を記載・提出(平成26(2014)年1月施行) ・正当な理由がない不提出や虚偽記載には罰則適用(平成27(2015)年1月以降提出分)
財産債務調書	<ul style="list-style-type: none"> ・所得金額2,000万円超、かつ、3億円以上の財産(預金、有価証券や不動産等)又は1億円以上の有価証券等を有する者が財産の種類及び価額等を記載・提出(平成28(2016)年1月施行)
金融口座情報の自動的情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・国際基準である「共通報告基準(CRS)」に基づき、非居住者の金融口座情報(口座残高、利子・配当等の年間受取総額等)を外国の税務当局と情報交換 ・平成29(2017)年から金融機関による手続を開始しており、平成30(2018)年9月までに外国の税務当局との初回の情報交換を開始。
多国籍企業情報の情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する情報(「国別報告事項」)を税務署に提出(平成28年4月施行) ・国別報告事項については、平成30年(2018)9月までに、外国の税務当局への情報提供を開始するとともに、諸外国からも国別報告事項に相当する情報の提供開始

～富裕層への対応～

いわゆる「富裕層」は増加傾向

- 所得金額が5億円超の者

平成23(2011)年 731人 → 平成27年(2015年) 1,384人

【出典】国税庁「統計年報」

- 家計部門からの海外投資(対外証券投資)金額

平成23(2011)年度 17.7兆円 → 平成27(2015)年度 20.9兆円

【出典】日本銀行「資金循環統計」



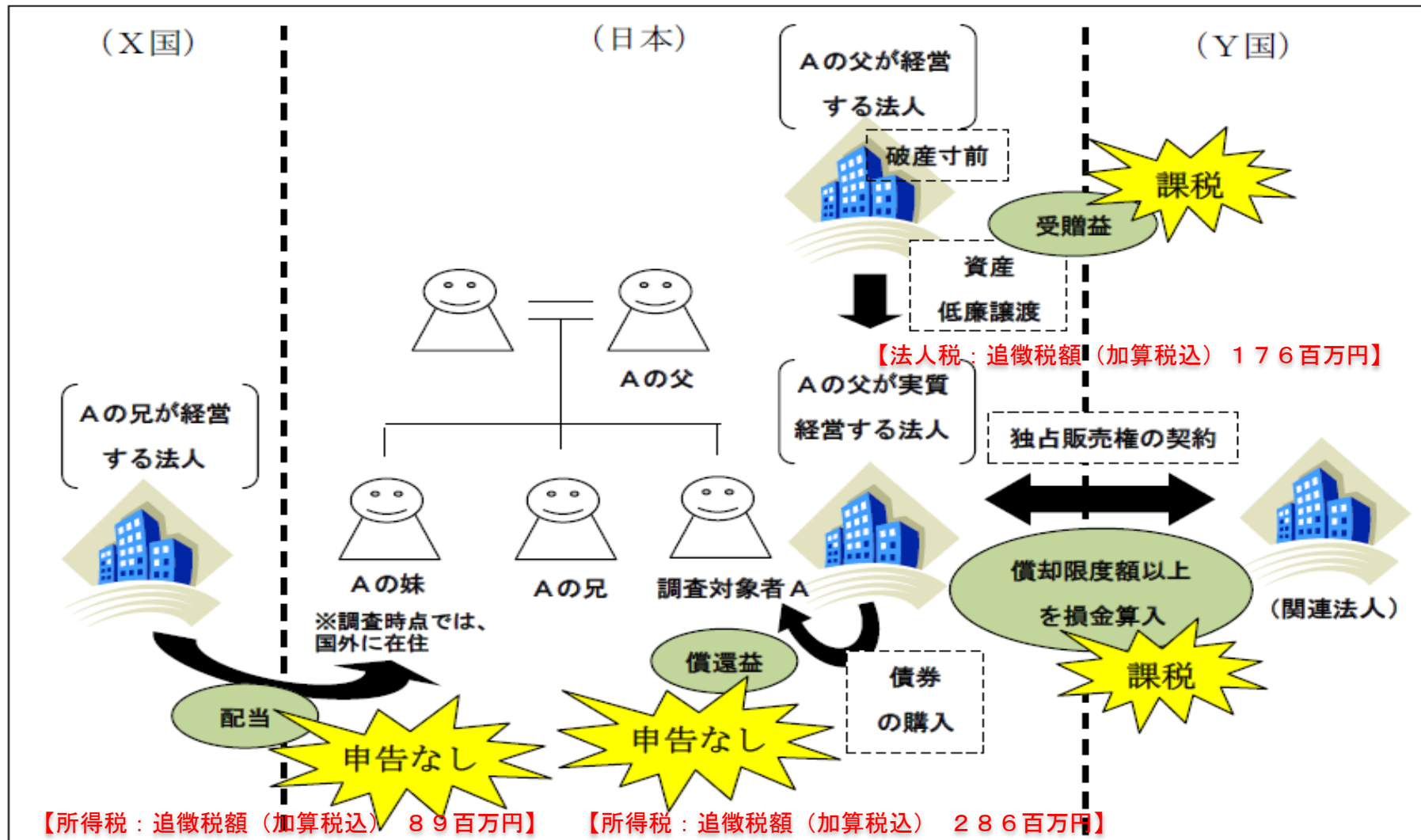
富裕層に対する適正課税の確保が重要

➤ 富裕層プロジェクトチームの設置

- 富裕層に係る情報収集機能を一段と強化する観点から、全国運用に先立って、富裕層が集中している東京国税局、大阪国税局、名古屋国税局にプロジェクトチームを設置。
 - ・ 富裕層のうち、特に多額の資産を有していると認められる者を関係個人・法人と一体的に管理
 - ・ 情報収集や調査事案の企画
- ⇒ 全国的な実施体制への拡大(平成29(2017)年7月以降)
- 国外財産調書、財産債務調書なども活用して、富裕層に対する情報収集、調査の一層の充実を図る。

～事例～

国税庁平成28(2016)年10月25日公表 「国際戦略トータルプラン」より



富裕層PTを中心に、国外送金等調書などの資料情報や租税条約に基づく情報交換を活用するとともに、親族・関係法人を含め一体的に調査を実施し、課税を行った事例

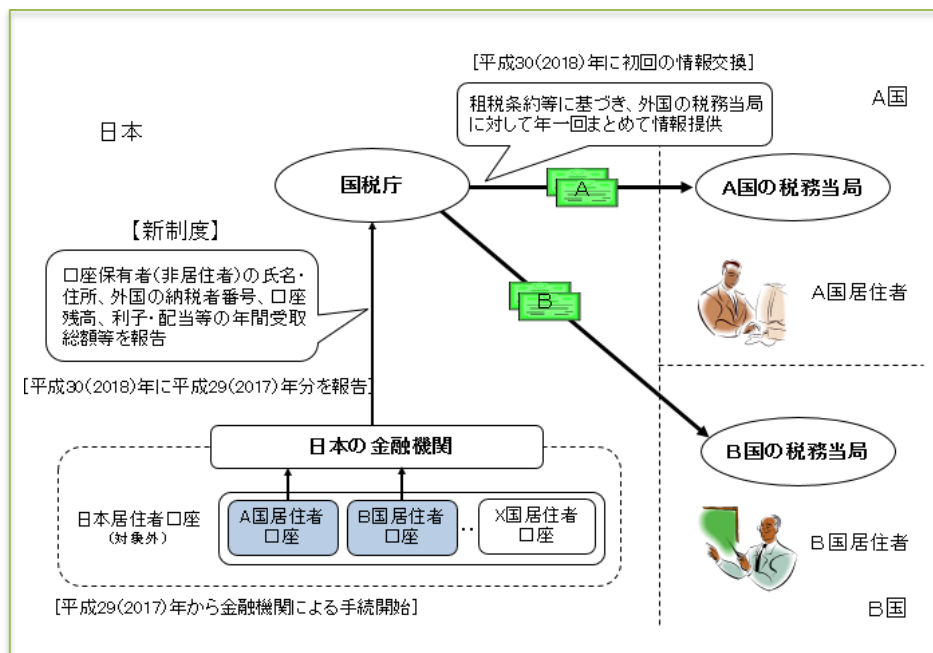
～金融口座情報の自動的交換～

- 海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避に対処するため、租税条約等に基づいて、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報を自動的に交換することに合意。

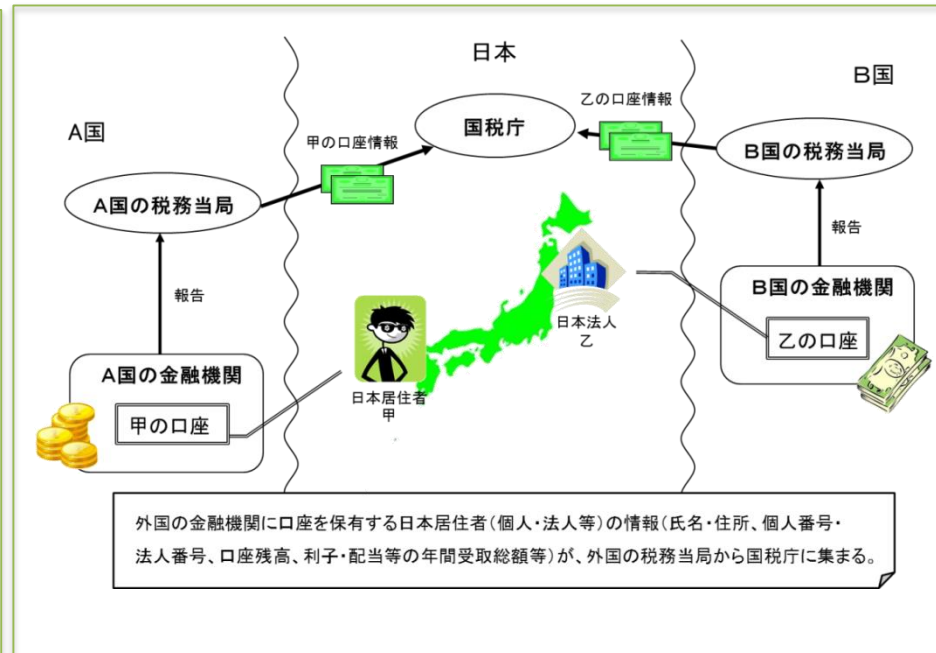
【現在、100か国・地域が実施を約束】

- 交換される非居住者の口座情報は、共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）に基づき、氏名・住所、納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等
- 日本は、平成27（2015）年度税制改正において、金融機関による報告制度を整備。平成30（2018）年に金融機関から口座情報の報告を受け、税務当局間で初回の情報交換を実施する。

〔日本から外国への情報提供のイメージ〕



〔外国から日本への情報提供のイメージ〕



～「国際戦略トータルプラン」の概要～ (平成28(2016)年10月25日公表)

背景

- 近年、個人投資家からの海外投資や企業における海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化している。
- 富裕層や海外取引のある企業による、海外への資産隠しのほか、国外で設立した法人や各国の税制・租税条約の違いを利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。

国税庁の
方針

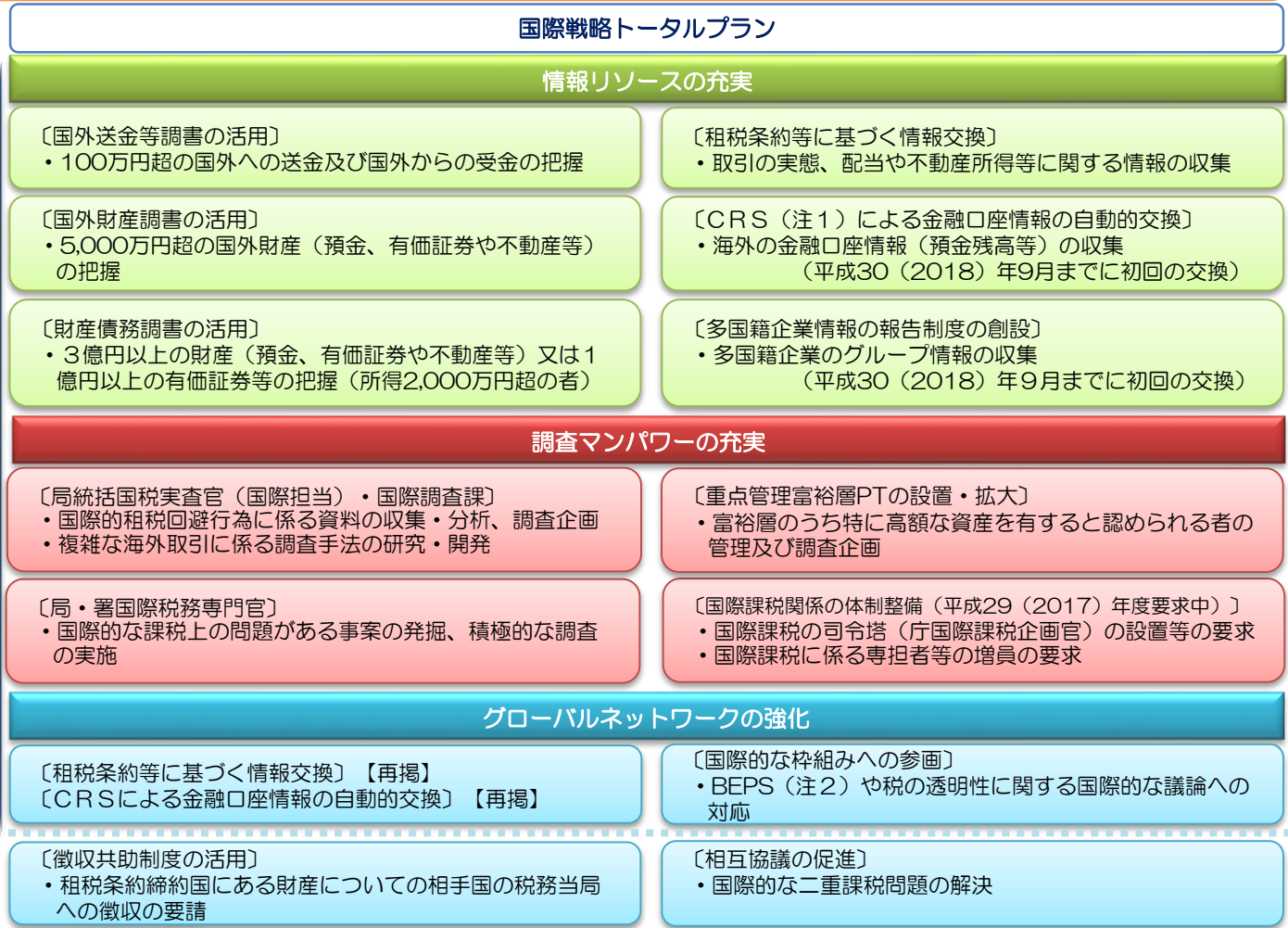
◎ 上記の経済社会の変化等に応じて、国際課税への取組は重要な課題
⇒ 国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく

富裕層・海外取引のある企業

海外への資産隠し

国外で設立した法人を利用した国際的租税回避

各国の税制・租税条約の違いを利用して国際的租税回避



(注1) CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略 (注2) BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転の略

I 税務行政の変遷等

II 税務行政の今日的課題

1 国税収入の確保

2 マンパワーの確保とICT化への取組

3 国際課税

(参考) 税務官吏服務心得

～税務官吏服務心得（明治29年11月 主税局通牒）①～

臣民納税の義務は、法律に依るにあらざれば之を定むる能わず。税務官吏は実に租税法規の執行を任とするものにして、その処弁(しょべん)の結果は直ちに臣民の休戚(きゅうせき)、政府の歳入に關す。誠に、この職務に従うもの自らその任務の軽からざるを省み、常に慎重の注意をなし、いやしくも過誤遺漏なからんことを期せざるべからず。ここに税務官吏服務心得の梗概(こうがい)を示し、以てその任務を完行するに就き服膺(ふくよう)すべき網目の大要を知らしむ。

第1条 およそ、税務の執行は、法規の定むる所に遵い、課税の基礎を明らかにし、規定以外の徴収をなさず、また、規定以内において逋脱なからしむを以てその目的とす。物件の査定、簿書の整理、不正行為の予防、犯則事件の検挙、共に皆この目的を達するの手段方法に外ならず。税務官吏は常にこの意を体し、処理措弁(そべん)全て此の目的に帰着するを期すべし。

第2条 事務の処理はもとより周到緻密なるを要すと雖も、いたずらに事を繁細(はんさい)にし人民の冗煩(じょうはん)を致し又は時間を空過(くわ)せしめるが如きことあるべからず。

第3条 人民に対するは、須(すべ)からく懇切丁寧なるべしと雖も、自ら職務の分限を守り、漫(みだ)りに民業に干渉し、又は納税者と昵狎(じつこう)すべからず。

第4条 職に当たっては、宜しく厳正にして熱心なるべし。然れども、檢束(けんそく)に過ぎて人民の情意を竭(けつ)さしめず、

苛察(かさつ)に涉(わた)りて細故(さいこ)の摘発を事とするが如きことあるべからず。

第5条 事を執(と)るは、当に敏活(びんかつ)にして果斷なるべし。然れども、粗漏(そろう)に流れて緻密を欠き暴慢(ぼうまん)に陥りて温和を失うべからず。

第6条 簿書の取扱は、類別を明らかにし保存を確かめ、事に当たって、索引の便を得るを勉むべし。税務官吏は常に意をここに注ぎ、その整理を忽諸(こつしよ)に付すべからず。

第7条 税務に在りては、算数の事最もその多きを占む。而して、その正否は直ちに徴税の当否と相關係す。故に、算数の事においては、最も心を用い違算誤謬なきを期すべし。

第8条 逋脱犯罪はもとより種々の原因あるべしと雖も、また日常取締りの緊否(きんび)に關すること大なり。之を事後に検挙すべきは勿論なりと雖も、最も之を未然に予防することに注意せざるべからず。

第9条 税務上の取締りは形式に流れず実行あるを要す。また、公平無私にして人に依って寛嚴同じからざるが如きことあるべからず。

第10条 税務官吏は職務に服する忠実を旨とし、同僚に対しては禮讓(れいじょう)を重んじ、各自其地位に従て職分を尽し、互いに同心協力して全部の事務の挙らんことを勉むべし。

第11条 税務官吏は人民の財産に対して職務を行い又は犯則行為の検挙をなすものなれば、最も清廉純潔ならざるべからず。故に、その素行を修め品操(ひんそう)を高くし、

～税務官吏服務心得（明治29年11月 主税局通牒）②～

勤儉(きんけん)を守り、廉恥(れんち)を重じ、いやしくも他人の指摘を受くるが如きことなきを期すべし。

第12条 税務官吏は人民の財産に関して調査をなし又は物品の製造方法を取調べることを以て、自ら人の機密を知得するものなりと雖も、職務上に要するのほか決して之を他人に漏洩すべからず。

第13条 税務官吏は平常注意して課税物件の状況、価格、製造方法等を考察熟知することを勉め税務執行上の参考となすを要す。

第14条 税務官吏は人民に接するには相当の礼節を守り、挙止(きよし)言語は最も温厚端正にして、自ら他の敬重を受くるの実あるを要す。

第15条 税務官吏は人民において無礼失言その他粗暴の挙動をなすに遭遇するも、決して激して憤怒し、臆して逡巡(しゅんじゅん)するが如き行為あるべからず。益々静肅端巖(たんげん)穩(おだやか)に適宜の処理をなすべし。

第16条 税務官吏は執務の際、総て威儀(いぎ)を損し体面を傷(そこな)うが如き外観若しくは挙動あるべからず。また、課税物件を検定するには当たりては、己む得ざる場合のほかは之が消費毀損等之なき様注意すべし。

《用語解説》

- ・処弁(しよべん)・・・処分、処置
- ・休戚(きゅうせき)・・・喜びと悲しみ、良いことと悪いこと
- ・梗概(こうがい)・・・あらまし
- ・服膺(ふくよう)・・・心にとどめて忘れないこと
- ・措弁(そべん)・・・そち
- ・繁細(はんさい)・・・わずらわしく、細かい
- ・冗煩(じょうはん)・・・面倒でくどい
- ・昵狎(じっこう)・・・慣れ親しむ
- ・檢束(けんそく)・・・自由に行動をさせないよう取り締まること
- ・竭す(けつす)・・・つくす、なくす
- ・苛察(かさつ)・・・厳しく取り調べること
- ・細故(さいこ)・・・細かなこと
- ・敏活(びんかつ)・・・すばしこく、りこうなこと
- ・粗漏(そろろ)・・・おおざっぱで、手落ちがあること
- ・暴慢(ぼうまん)・・・粗暴で人をはばかりぬこと
- ・忽諸(こっしょ)・・・いい加減にする
- ・禮讓(れいじょう)・・・礼儀
- ・廉恥(れんち)・・・心が清らかで恥を知る心のあること
- ・逡巡(しゅんじゅん)・・・ためらうこと、しりごみすること
- ・端巖(たんげん)・・・ただしくおごそかなこと
- ・威儀(いぎ)・・・重々しい様子